

平成 26 年度 第 1 回高知市子ども・子育て支援会議

開催日時：平成 26 年 5 月 1 日（木）

18 時 30 分～20 時 30 分

会場：あんしんセンター 3 階大会議室

欠席委員：神家委員，徳弘委員，中西委員

（子育て給付課 森課長）

平成 26 年度第 1 回高知市子ども・子育て支援会議を開催いたします。本日は大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。私は、こども未来部子育て給付課長の森でございます。議事に入りますまで司会進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

さて、本日は今年度第 1 回目の会議となっております。昨年度第 4 回目の会議ではニーズ調査結果に基づく量の見込みなどについてご説明させていただき協議を行っていただきました。

本日の会議では高知市における量の見込みの推計や特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の基準などにつきましてご報告をさせていただき、ご議論いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日は神家委員，徳弘委員，中西委員が都合によりご欠席とのご連絡をいただいております。

それでは、開会にあたりまして、こども未来部長 山川より皆様に一言ご挨拶を申し上げます。

（こども未来部 山川部長）

皆様、こんばんは。高知市こども未来部部長の山川瑞代と申します。本日はゴールデンウィークのちょうど谷間というお忙しい時期だと思いますけれども、お集まりいただきましてありがとうございます。また、日頃は本市の子育て行政にご協力いただきまして心よりお礼を申し上げます。

高知市におきましては、この 4 月 1 日に「こども未来部」が新設されましたので、ここで簡単にご紹介させていただきます。今まで、子ども・子育てに関する施策は、健康福祉部，教育委員会などで行ってまいりました。この度、子ども・子育て施策を一元化して取り扱い、より積極的に展開していこうということで、子どもに特化した部である「こども未来部」が出来上がりました。従いまして、皆様方をお願いしております高知市子ども・子育て支援会議もこども未来部として対応してまいります。

こども未来部は 5 つの課で立ち上がっております。子育て給付課，事業系を行います子

ども育成課，保育幼稚園課，保健のほうの母子保健課，子ども家庭支援センターと，この5つの課で一丸となって，子ども・子育て施策に取り組んでまいり所存でございますので，どうか今後ともご協力いただきますようによろしくお願いいたします。

また，本日は事前に大量の資料をご覧いただき，ご意見をいただくなど，本当にお手数をおかけいたしました。この後担当から説明をいたしますけれども，どうぞ忌憚のないご意見をお聞かせくださいますように，よろしくお願いいたします。簡単ではございますけれども，ご挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(子育て給付課 森課長)

続きまして，委員の変更についてご報告させていただきます。

前田開委員ですが，ご退職により高知市小中特別支援学校長会の役員を退任されたため，校長会から後任の方をご推薦いただき，新たに大谷明彦さんに委員の委嘱をさせていただきました。

それでは，大谷委員より一言自己紹介をいただきたいと思います。

(大谷委員)

どうもこんばんは。高知市の小中特別支援学校長会の副会長ということで，この会の委員に委嘱されることになりました。まだ何もわかっていませんが一生懸命色々勉強したいと思いますので，よろしくお願ひします。

(子育て給付課 森課長)

ありがとうございました。

続きまして，事務局から今年度のスケジュールについてご報告させていただきます。

(子育て給付課 三吉係長)

今年度の子ども・子育て支援新制度のスケジュールについて説明させていただきます。お手許にありますA3サイズ用紙をご覧ください。

左から順番に，子ども・子育て支援事業計画，庁内検討会，子ども・子育て支援会議，児童福祉審議会，国などの新制度に係る動向等について，今年度の大まかな流れを書かせていただいております。

事業計画については，9月末までに事業実施の目標値となる「量の見込み」と，量の見込みの達成に向けての「提供体制の確保の内容とその実施時期」（いわゆる確保方策）について，取りまとめる必要があります。本市においては，これらの内容を計画の素案として取りまとめ，高知県へ提出します。

その後，基本理念などを含めた計画の原案を作成し，パブリック・コメントを経て，来

年3月に子ども・子育て支援事業計画として高知県へ提出します。

この事業計画の策定に向けて、今年度は新制度に関係する部署で構成する庁内検討会での議論も本格化させ、計画の検討内容に応じて部会を設置するなど、議論を行ってまいります。

高知市子ども・子育て支援会議につきましては、今年度は計7回の会議開催をお願いする予定としておりますが、会議で計画の内容をご審議いただくほか、委員の皆様のご意見などを事前にお伺いする機会を設けるなど、十分にご検討いただけるように進めてまいります。

また、幼保連携型認定こども園などの認可事務や施設型給付を受ける認定こども園及び幼稚園などの確認事務が10月から始まりますので、これらの認可や確認に関する内容について、高知市児童福祉審議会と高知市子ども・子育て支援会議においてそれぞれご審議いただく予定となっております。

今回お示しさせていただいているスケジュールは、現時点のものとなっております。今後国や高知県の動向を注視しながら、進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。以上で説明を終わらせていただきます。

(子育て給付課 森課長)

続きまして、事前にお送りさせていただいた資料と本日お配りさせていただいた資料のご確認をお願いします。資料一覧をご覧ください。

本日、お手元にお配りさせていただきました資料は、会次第、委員名簿、座席表、議事資料として、議事(1)関連の資料1-3 高知市における量の見込みの推計(案)へのご意見等に対する回答、資料1-3別紙 高知市における量の見込みの推計(案)Ⅱ. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて、議事(2)関連で、資料2-2 パブリック・コメント公表資料(児童福祉施設最低基準条例の一部改正案)、報告事項関連で資料3「高知市幼保連携型認定こども園最低基準条例(仮称)」案及び「高知市家庭的保育事業等最低基準条例(仮称)」案のパブリック・コメント結果について。以上でございます。

なお、議事(1)関連、資料1-1 高知市における量の見込みの推計(案)Ⅰ. 教育・保育の量の見込みについて、資料1-2 高知市における量の見込みの推計(案)Ⅱ. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて、資料1-2別紙 高知市における量の見込みの推計(案)Ⅱ. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)、議事(2)関連、資料2-1 パブリック・コメント公表資料(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(仮称)案)、これらにつきましては、事前に送付いたしております。

お手持ちの資料に不足等がございましたら、事務局までお知らせください。

続きまして、議事に入ります前に会議の開催にあたりましてお願いがございます。本会議は情報公開対象となりますので、議事録を作成いたします。ご発言の際はお名前をおっしゃっていただき、その後にご発言をお願いいたします。

それでは議事に移ります。ここからは有田会長に進行をお願いしたいと思います。有田会長、よろしくお願いいたします。

議事（1） 高知市における量の見込みの推計について

（有田会長）

それでは、会次第に従いまして、議事を進めてまいります。

まず、議事（1）の高知市における量の見込みの推計について、まず、教育・保育の内容を事務局のほうからご説明をよろしくお願いいたします。

（子育て給付課 三吉係長）

教育・保育について内容をご報告させていただく前に、まず、資料1－3について子育て給付課のほうから説明をさせていただきます。A4の横の表になっております。

前回、3月27日の支援会議以降に事務局において検討しました資料1－1、資料1－2の高知市における量の見込みの推計案を事前に委員の皆さまにお送りをし、ご意見やご質問などをお送りいただきました。お忙しい中、また期間も非常に短くて大変申し訳ございませんでした。ご意見をいただきまして本当にありがとうございました。

いただきましたご意見等への事務局からの回答内容という形で今回、資料1－3にまとめさせていただいております。各事業ごとのご報告の際に、あわせて資料1－3の説明もさせていただきます。よろしくお願いいたします。

（保育幼稚園課 赤堀）

保育幼稚園課のほうから、教育・保育の量の見込みについて説明させていただきます。着席させていただいて説明させていただきます。

説明の流れとしましては、まず1－1の資料の中で各区分ごとに説明させていただきたいと思いますが、その区分の中では、まず①としたところが前回の会議、第4回の会議でお示した量の見込みについての推計案と供給について示しておりまして、②としまして、その会議中にいただいたご意見についてご紹介しております。そして、隣になりますけれども、③としまして、今回、前回の会議も受けて、今回事務局サイドのほうから提案させていただく推計案について説明させていただきます。

各区分ごとに先ほど説明のありました、本日お配りしました資料1－3でご意見等いただきましたものをご紹介させていただいてご説明させていただきたいと思っております。

まず、3～5歳児の認定区分について、説明させていただきます。3～5歳児の認定区分としては、保育を必要としない児童を1号認定、保育を必要とする児童を2号認定としています。ここではさらに2号認定を幼児教育への希望が強い利用者、とそれ以外で2つに区分することで、3～5歳児の区分を3つに区分して量の見込みを検討することにしております。区分毎に、上の表から順に市域全体と市内を4つに区分した各区域での傾向をお示しし、各表では各区域で平成27年度以降5年度分、人口推移を基に量の見込みの推計値をお示ししております。

まず、1ページのA 1号認定から説明させていただきます。1号認定の対象となるのは、保育を必要としない3歳以上児で、供給施設は認定こども園および幼稚園を想定していません。

前回の会議でお示した市域全体の量の見込みですが、ニーズ調査を基に推計した数である1,959人に対し、これを賄う供給施設となる幼稚園および認定こども園の保育に欠けない定員の合計4,633人を大きく下回る数となっております。

この内容に対して、前回の会議では実態に近い数値を示すようご意見をいただきましたが、新制度では幼稚園は認定こども園へ移行する園が多くあり、供給施設は減少することを予想しているため、量の見込みとしては、前回お示したニーズ調査を基にした量の見込みの推計案とすることを提案させていただきたいと考えております。

また、資料1～3をご覧くださいですが、1号認定についてはご意見をいただいております。妥当とご回答を9名の委員の方からいただき、またご質問も1件いただいております。紹介させていただくと、1号認定として幼稚園を利用する場合は直接幼稚園へ入園の申し込みができるのか、というご質問でした。手続きについてのお問い合わせですが、実際に幼稚園をご利用になる場合は、直接幼稚園へ入園申し込みをすることになります。1号認定については、国が簡素な利用手続きを検討しており、その概要としては、利用者が施設に入園申し込みを行い、入園内定後、施設を通じて市町村が1号認定の認定手続きを行うということになります。

続きまして、3ページのB 2号認定(幼)についての説明に移らせていただきます。対象となるのは、保育を必要とする3歳以上児のうち、幼児期の学校教育の希望が強い利用者を想定しております。国に問い合わせた結果、供給施設は認定こども園の長時間利用児が中心であると想定しているということでした。

3ページの①前回の会議でお示した市域全体の量の見込みですが、ニーズ調査を基に推計した量の見込み1,065人は、供給量としてお示した保育を必要とする認定こども園の定員554人を大きく上回っております。この内容に対しても同じく実態に近い数値を示すようご指摘いただきました。

この内容に対しても、②実態に近い数値を示すようご意見をいただきましたが、ここでお示ししている量の見込みは(国の指針により、)ニーズ調査で現在幼稚園を通常就園時間内で利用している児童の割合から算出しており、幼稚園の施設的には現存の施設で受入れ

可能な状態であるということ、また本区分は新制度における認定こども園を想定しているため、供給施設の増加が予想されます。

次のページをめくっていただいて4ページ目になりますが、そこで、この2号認定(幼)のほうでもニーズ調査をもとにした量の見込みの推計案をすることをご提案させていただきたいと考えております。

また、この2号認定(幼)についても1-3の資料でご意見をいただいている分をご紹介させていただきたいですが、2号認定として認定こども園等を利用する場合、希望の施設への入園は可能か。また、1号から2号に変更になる場合は、そのまま施設の利用ができるのか、というご質問をいただいています。利用者の方の利便性に関する質問です。

2号認定としましては、認定こども園等を利用する場合に入園手続きは次の2通りを考えております。まず、希望施設が児童受入れ可能である場合、通常利用希望者は希望施設と直接契約することによって入園が決定します。一方で、受け入れ先が入園不可ということになった場合には、利用者が市町村へ調整依頼をすることで利用可能な施設を斡旋するような形を考えております。

また、1号認定の保護者が就労等によって2号認定の要件を満たす場合の施設の利用については、次の方法を考えております。1つ目としましては、1号認定のままで、教育標準時間と預かり保育を利用する。2つ目としましては、市町村への支給認定の変更申請により2号認定に変更し、2号認定として保育標準時間又は保育短時間を利用する方法です。3つ目には、2号認定に変更したが、施設は2号認定定員を超過する場合に、特例給付により継続して1号認定施設を利用されるという場合が考えられます。

次に、5ページ目のC 2号認定(保)についての説明をさせていただきます。対象は保育を必要とする3歳以上児のうち保育所等を利用している児童を想定しています。

5ページ目ではニーズ調査を基に集計した量の見込みの4,888人と供給量として3歳以上の保育所等の対象施設を利用している6,108人を比較すると、供給がニーズを大きく上回っている数となっております。この内容に対しても同じく②、実態に近い数値を示すようご意見をいただいております。

保育所では低年齢児の利用率が増加し、定員の弾力化運用が常態化しているため、各年齢の定員を見直ししていない場合があります。新制度では利用定員を定めることになっており、定員を見直すことになるため、6ページにお示ししましたように、量の見込みの推計案にはニーズ調査を基にした値を当てはめ、供給としては各対象施設の定員ではなく現員数5,629人を実態に近い値として提案させていただきたいと考えております。

ここまでご説明させていただいた3~5歳の3区分において、量の見込みはすべてニーズ調査を基にした値をご提案したいと考えております。この根拠は、各認定区分の偶数ページでお示ししている量の見込みとしているニーズ量の合計は7,912人となるのですが、これは現在各施設の利用児童数の合計である7,835人を77人上回る数でした。

これは、ニーズ調査による量の見込みの推計をするにあたって、補正要件に該当しないため、ニーズ合計数を変動させることが望ましくないこと、また供給体制は定員見直しの際に調整可能であることからニーズ調査を量の見込みとしてはどうかと考えております。

次に、0～2歳児の認定区分である3号認定の量の見込みについて、説明いたします。保育を必要とする世帯を対象に年齢別に0歳児と、1・2歳児とに区分けし、それぞれの量の見込みについて、同様に説明させていただきたいと思っております。

まず7ページ目。D 3号認定（0歳）についての説明に移らせていただきます。対象となるのは、保育を必要とする0歳児で、供給施設は保育所・認定こども園等を想定しています。

前回の会議ではニーズ調査を基に量の見込みを提示させていただきました。供給は各施設の定員数の合計とし、ニーズ調査を基にした量の見込みと比較すると、量の見込みは供給を大きく上回る結果となりました。実感として、0歳児保育に対するニーズは高いと考えておりましたが、供給数の整備にはより現実的な数値の設定が必要ということになります。

前回の会議でも、この時にたくさんのご意見いただきまして、生後2ヶ月までの控除や入所月齢で控除をするのはどうかという検討を行った結果、8ページに示しますように育児休業中で保育に欠けない人数を控除した数を量の見込みとする案をご提案したいと考えております。

この量の見込みについては、1～3、ご質問のところでもご意見をたくさんいただいております。ご意見の番号でいう3番から7番が該当するところになりますけれども、育児休業中の数をニーズから控除することのご意見については、そのご意見番号4番及び6番でもいただいております。就労先の理由や家庭事情で取得しづらい状況にあるというご指摘でしたが、控除した数は現時点での育児休業取得者であるため、実態に即しており、取得できなかった場合にはニーズ量に含まれていると考えられます。

また、ご意見の3番ですが、育児休業中でも産後の体調不良等で保育を必要とするケースを無視してよい程度の数であれば推計案でよいというご意見をいただいております。育児休業中というのは、本来、お子さんを家庭で保育できる状態であるということから、保育に欠ける要件を満たさないと保育所への入園ができないということになっておりますけれども、産後の体調不良等で病氣療養として保育に欠ける要件を満たす場合は保育所への入園が可能となります。

なお、育児休業中に保育所に入所ができる場合もございまして、それをそこにご紹介させていただきます。1つ目としましては、出産されたお子さんの申し込みの希望の場合。お母様の病氣療養休暇への変更というのが不可能であり、かつ家庭で保育ができないということ申し立てていただくようになりますが、その内容の精査によって申し込みが可能な場合があります。また、2つ目としましては、出産されたお子さんの兄弟児の方のご希望です。産前産後6ヶ月以内であれば、ご兄弟のお申し込みを出産理由として受付すること

が可能となります。

ただ、1番、2番ともに利用実態としては少なく、量の見込みに与える影響は少ないと考えております。また、このほか、ご質問のケースでは、一時保育事業で対応することも可能かと考えております。

ご意見5については、前回会議でのご意見でもありましたが、ワークライフバランスの観点から言うと、お子さんの育ちには出生早期に預けることに様々な問題があるかと思いますが、やむを得ない家庭状況等で2か月から保育が必要であれば、安心して預けられる施設として、公立・民営の認可保育所19施設で受入れを実施しています。

また、ご意見7番、供給施設の不足についてですが、小規模保育事業等で対応の必要性を感じているということです。おっしゃるとおりで、新制度における小規模保育事業等は、3歳未満児を対象としておりまして、多様な保育ニーズに対応することを目的に児童福祉法の認可事業とされておりまして、中心部の待機児童対策や人口減少地域の保育基盤維持に活用できる事業と考えております。

次に、9ページ E 3号認定（1・2歳）についての説明に移らせていただきます。対象となるのは、保育を必要とする1・2歳児で、供給施設はD同様に保育所・認定こども園等を想定しています。

9ページ目で、前回の会議でお示したニーズ調査に基づく量の見込みと、供給数を採用してはどうかと考えており、同じ表を10ページの今回の推計案としてお示ししています。

市域全域の数字だけみると、全体として需給バランスがとれているように見られますが、

4区域の調査結果によると、地域的偏りが見られ、また実際の入所選考時にも区域内での偏りがあることを実感しています。量の見込みとしてはニーズ調査を基にした量の見込みをご提案したいと考えておりますが、資料1-3にお示したご意見8にもございましたが、供給不足地区での供給体制を整える必要があると考えております。

以上で、教育・保育の量の見込みについての説明を終わりますが、その他の質問といたしまして、ご意見の9番ですが、保育ニーズ調査中の就労下限時間48時間～64時間について市町村が定められているようだが、高知市は定めているのかというご質問がありました。本市では現時点では就労時間の下限は定めておりません。

新制度では支給認定基準において、就労下限時間の設定が必要となる予定でありまして、設定に当たっては保護者に充分周知のうえ、現在の入所児童の継続的な利用と、新規利用者への就労下限時間適用に関する経過措置の設定等について検討したいと考えております。

(有田会長)

ありがとうございました。

ただ今の報告につきまして、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

皆さんからご返答、ご意見等々を含まれた事務局からの答えがありましたけども、ご質

ございませんでしょうか。

(宮地委員)

宮地です。ありがとうございました。

説明はよくわかったんですけど、その数字が妥当であるというなら、だからどうなるんだというあたりがもう少し示していただけるとありがたいかなと思いました。

例えば、Bの教育・保育2号認定の分で、非常にわかりづらいと思うんです。というのは、公定価格が出て来た時に、果たして、例えば認定こども園になった時に、2号認定になった時に、公定価格が現在の幼稚園より非常に高いことが考えられるわけですよ。そうすると、それが2号認定になるのか。

その数が結局1号として、1号プラス一時預かりという形でやっていく数というのは相当数出てくるから数値的には問題ないと思うんです。だから、施設が足りなくなるというふうな状況が出てこないか、どうも今のご説明を聞いていて、わかるようでわからないのが、ほんでどうなる？という部分なんです。供給量が上回っているから、じゃあどうなの？という部分はかまわない範囲で、ご説明いただけるとありがたい。

数字の羅列で、それが具体的にイメージしかねるので、実はこれにお答えする時も困ったのはそういうあたりなんです。全ての中で、需要と供給の数字の部分はわかるけれど、じゃあどうなるの？というところで、果たして、どんな意見でもということで好きに書かせていただきましたけれども、かまわない範囲で、そのあたりをご説明いただければありがたいと思います。

(有田会長)

具体的な状況がイメージできないままで、数値等、ご説明いただきましたけれども、もしわかっている範囲で何か具体化できるものがあれば、お答え願えますでしょうか。

(こども未来部 松村副部長)

全体的に説明をさせていただきます。Aの教育・保育1号認定というところと、Bの教育・保育2号認定、それとC 教育・保育2号認定の、この3つが3歳から5歳までの高知市の子どもさんという形です。

この2ページ目の上のほう、推計方法に少し書いておりますが、このニーズ調査をしたことによって、保育所利用者からBの教育・保育2号認定(幼)のほうへ、教育のほうへ行ったというニーズが表われてきております。実際的に現在の保育利用者から言いますと741人下回った人数になっております。

その表われているところは、今現在の幼稚園の定員と言いますか、施設の大きさ等を考えていきますと、例えば認定こども園への移行が少し出てきているという状況を考えますと、ここは供給が可能なのではないかということで、今のニーズ調査の数値を使わせてい

ただきたいということでお示しをしている状況でございます。

(有田会長)

何かわかったような、わからないようなイメージがあります。どうでしょうか。

(吉川委員)

いいですか。これA, B, Cそれぞれを見たら, Aはすごく供給過剰, Bは少し足りない, Cは供給過剰ですね。そうして合計すると, 全然問題ないという感じですね。だから, ひとつひとつでやったら, Bはマイナスになってしまうということなどをまとめた一言をどこかに入れてくださると, 需要と供給は推計はこうだし, 最終的には問題ないというのがわかりやすいような気がします。

(有田会長)

そのまとめ方については。

(保育幼稚園課 山崎課長)

先ほどもこども未来部の副部長からご説明しました2ページ目の推計方法の, 3歳から5歳児全体で見ますと, 現在の施設利用者数を量の見込みが上回っているということから, このAとBとCとありますけど, これの中身の配分のことに最終的にはなってきます。3歳から5歳児全体では, 量の見込みは現在の希望者より多いので, 潜在需要を取り込んでいるということになるのではないかと考えられます。

それから, 新制度のほう。先ほど宮地委員からもありましたが, 公定価格, つまり利用者負担であるとか, そういったところがわからない状態でニーズ調査のアンケートをとっています。やはり, そういうものが出てくると, 保護者の方が利用する施設が変わる可能性もありまして, 3歳から5歳については, 全体ではそういうことですので, 認定こども園という1号, 2号, 全部の設定ができる施設もありますので, そこでのニーズにあわせた定員のマイノリティ, そういうものを行うことによって, 全体を受けながら対応できるのでないかというふうには考えております。

(宮地委員)

ありがとうございました。ということは, 多様な保育・教育のサービスを高知市の子ども達は受けることができるというふうに捉えたらいいのでしょうか。例えば供給量が足りているということは, 今のご説明だと, そういうふうな理解でいいのでしょうか。

(こども未来部 松村副部長)

今現在で言いますと, Bの教育・保育, 2号認定の利用確保量というのは足りません。

ただ、今の現有施設の中、幼稚園の中で認定こども園に移行することによってここはまかなえるのではないかと。だから、計画の中では、この数字を確保方策のほうへ当てはめていくというところですよ。

(有田会長)

具体例が無いまま出てきている数値はここにありますが、具体的に数値が出始めて、これが動いた場合にもきちんと供給ができていける状況は確保はされているわけですね。

(保育幼稚園課 山崎課長)

その定員の設定というのは確認という行為の中で行うのですが、確認の時に事業計画による量の見込みというのが関係してきます。これが、状況に応じて仮に変化した場合には、そのニーズにあわせて事業計画そのものを中間見直し等で数値目標であるその量の見込みというものの設定を変更するという事も考えられます。

(有田会長)

他に何かご意見、ないですか。

(岡林委員)

すみません。私も質問、出しておりましたが、やはり、なかなかニーズは掴み難いところもありましょうし、そもそも5年度でというのは長すぎると思います。現在の、福祉、社会保障、障害なども大体3年というのは、もともと5年が3年になっておるといふような新制度の中で、見込み違いというのも無いではないだろうかというふうに思っておりますし、そういった中で中間見直しの話が出ましたが、ここの教育・保育の部分ですかね。この部分については、14ページ、最後に高知県の事業計画の見直しが必要となることも想定されるため、慎重な対応が必要と考えております、とあります。見直す内容によっては、というふうに書かれていますので、この見直す内容というのは、例えばどういうことなのか教えていただきたいです。

今現在、量の見込み等は、仮に3年後の中間見直しの中で可能なかどうか。非常に一番難しいような感じもしますが、もしわかっていれば教えていただきたいということと、もう1点、それぞれ保育所などは利用定員を定めていると思いますが、今、定員の弾力化は行っていますよね。そういったものについては、それはどうなるのでしょうか。それが1点。

それから、資料1-3の1ページ目の一番最初に説明がありました特例給付ですけど、これをもう少しご説明いただきたいと思います。以上3点です。

(有田会長)

お願いいたします。

(こども未来部 松村副部長)

まず、中間点での計画変更はできるかどうかという点です。まずひとつ、各区域設定ごとに確保方策を決めていくわけですが、仮にAという区域で確保する必要が無いとシミュレーションしたとします。その中で仮に5年間の中で団地などができてニーズができてきたということであれば、そこはこの会の中でOKをいただければ変更なしに認可はできません。

供給体制が下回っているのに、そこで認可しないというのはできませんが、計画の中のものについていなくてもその必要があれば認可はできるということで、計画を変更しなくても対応はできていくと、供給はできていくということでございます。

利用定員につきましては、保育所の弾力運用というところがございます。認可定員と弾力運用の定員、利用人数というのは乖離がございまして、この施設型給付の中での利用定員の設定にあたりましては、現在利用している人が利用定員になっていくということになります。ただ、給付については認可定員との差がございまして、そこは国のほうで公定価格の中でつめていくというふう聞いております。

あと、特例給付につきましては、年度途中で1号認定の方が2号認定になる、2号認定の方が1号認定になる。働いている方が仕事を辞めて1号認定になった、反対に働いていない幼稚園利用者の方が年度の途中で働き始めたなど。けど、そのお子さんにとっては年度を通しての育ちという保障の観点がございまして、希望があれば2号認定に変更したうえで幼稚園に居続けることが可能というところが特例給付というものです。

(有田会長)

今、質問いただいた分については可能であろう、あるいは現在やっているものでいくであろうというご回答であったように思いますけども、その他ございませんか。

(伊野部委員)

本当に、ちょっと数字ばかりであれなんですけど、今、ニーズ調査をやられていますよね。今後各施設に意向調査をやられるということで、意向調査、今度、認定こども園の単価も出ますが、万一、認定こども園に変わる施設が多い場合。認定こども園というのは最低でも2号認定の定員は決めないといけませんよね。そのへんをみていかないと、今、ニーズはこれ位あるよということもわかって、実際にそれをオーバーした場合にどうなるのか、少ない場合はどうなのか、またそれで変わってくる。その時のまた議論になると思うんですが、あまり今、そのニーズ調査でかっちりここまでやる必要があるのかなというの正直な私の気持ちですが、いかがでしょうか。

(有田会長)

事務局のほうで何かありませんか。

(伊野部委員)

またどうせ同じ議論をせないかんのじゃないかという。またその意向のあれが出揃った時に、改めて定員がその時にわかるわけやから。

(こども未来部 松村副部長)

今は、量の見込みを検討していただいています。伊野部委員のところでは、今度は確保方策のところを含めての話になってきます。既存の施設につきましては、認定こども園移行というのは妨げるものではございませんし、この量の見込みという数値が出た中で、その区域の中でマイナスになっているところ、ここには新たなものが要するというところで、新たな認可が要ということにもなりますし、反対に既存の認可外施設が小規模保育の認可を受けて0歳児のところのマイナスを埋めていくなど、確保方策との話になりますので、今日のところは、その量の見込みがどういう状況かというところがございます。

供給量につきましては、参考的に現状で考えられるだけの参考の数字をあえて今、入れているというふうな状況でございます。次の段階に行った時に確保方策の中でその細かいところは検討するという意味であります。

(有田会長)

具体的な数字が無いままにニーズ調査の中でこういうところを利用したい、あるいは行ってみたいというところがあるんですけども、そのあたりは実際に決まってくると、またもう1回そのあたりを検討し直すことはできてくるということですか。

(こども未来部 松村副部長)

量の見込みについてはニーズ調査ごとに高知市として、高知市子ども・子育て支援会議として、どの数字を採用していくかということです。

この供給量につきましては、先ほど言いましたように、今の現状ではどういった状態かという参考的な数字を挙げさせていただきます。その中で、この量の見込みに対して、次の段階、確保方策の中で、先ほど伊野部委員が言われましたような意向調査の結果もふまえて、どの年度でどのような量の施設を整備していくかということになってきます。

先ほども少しお話ししましたが、その計画の中で量の見込みを超える認可が必要だとここで認めた場合は、計画が決まった中でもやはり認可はできていくということにはなりません。

(有田会長)

他にご質問ありませんでしょうか。

(宮地委員)

今の段階での、ある種乱暴な言い方をすると概数でしかかなり得ないですね。どこまでやっても、今後、制度が進んでいったら、先ほど言いましたように2号の子どもが1号に変わるという可能性が出てくる。それから、2号、1号ともに広域的な入所ということで近隣の市町村へ流れる、逆に入って来るという数がある。そして、このニーズ調査をした時に、アンケートに答えた人達があまにも制度自体知らされていないという、わからない、わからないが重なったかたちでの数になっている。

今後、制度の中で相当数変わっていくとするならば、今の時点で概数にしかかなり得ない、その中である程度見通しをもって、その認可と認定という言葉が非常に使われていて、わかりづらいと思うんです。認可と認定とは何なのか、同じような言葉で言いながら大きな意味合いは違っているというふうなところがあります。

要は、高知市の子どもは、希望すれば、受けれる状態であるというおさえで捉えざるを得ないのかなという思いがしていますが、そんな理解でいいのでしょうか。

(こども未来部 松村副部長)

そのとおりでございます。

(伊野部委員)

これ以上、数、あんまりつけても。

(宮地委員)

ひとつの目処ということで、今後の議論を進めていかないと、このままとなってもどうかかなと思います。

(こども未来部 松村副部長)

ニーズ調査の結果につきまして、やはり、先ほど宮地委員が言われたように、十分に利用者の方が理解していない中での、あったらいいなという状況の中での内容というのはかなりあります。その中で供給量など現状を見た中でニーズ量の補正ができるかどうかというところを検討して、研究して出してきたその量の見込みでございます。

その供給のほうは、現在ある分をそれに当てはめていったらどうなるのかという参考的な数字を入れさせていただいているということでございます。

(有田会長)

それでは、現在のところ、このような数字は目処というところで、現実に動けるというような時には再度検討していただけるということによろしいですか。

(宮地委員)

その時にお願いしたいのは、幼稚園のほうは、認可定員で見ているけれども、保育所のほうは現員数で見ているということになると、やはり、比較する時に少し違いはしないかなという思いがします。定員で見えていくと、こっちのほうは、認可定員が変更が非常に簡単にできるのかどうかよくわかりませんが、そのへん定員、定員で比べないと同じような、例えば受け入れられる分が幼稚園サイドに流れる、幼稚園で受ける分が今度は保育所に流れるというような動きも出てくると思うんですが、そのへんで現員と定員での推計をしている部分はいかがなものでしょうか、違いはないでしょうか。以上です。

(有田会長)

お願いします。

(こども未来部 松村副部長)

高知市の場合、先ほど出ておりました弾力運用ということで、定員を超えた状態で受け入れているところもございます。それと、公立保育所につきましては、定員割れをしているところもございます。ただ、これは、一般財源化されておりますので、定員を変更したとしても、国から交付税措置されるお金が変わるわけではないので、市としては定員を変えてなく、そのままいつているという現状でございます。保育所の場合、定員をその供給量としますと、現実との乖離があり過ぎるところでの現員を採用したというところがございます。

幼稚園のほうにつきましては、定員までは受け入れ可能だろうという判断のもと、そこを使わせていただいたというところがございます。

(有田会長)

幼稚園と保育園でそれぞれこれまで制度が違うところであつてきたので、色々なところで齟齬が出てくると思いますが、高知市の子ども達が、行きたい、あるいはそこに入りたいという思いが叶うような形で是非、進め方をお願いしたいと思っております。そのところをどうかご考慮いただきまして、ご検討のほうをお願いしたいと思います。

他にございませんでしょうか。

それでは、教育・保育に続きまして、地域子ども・子育て支援事業につきまして、事業ごとの報告をお願いします。まずは、1番の時間外保育事業について、事務局のほうからご報告をお願いいたします。

(保育幼稚園課 赤堀)

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて、この冊子の1ページ目、時間外保育事業について説明させていただきます。

①に示します前回の会議でのニーズ量を基に推計した量の見込みは、供給を平成24年度実績とすると、過大であり、②のご意見でもございますが、精査して、実態に近い数値をお示しする必要があります。

本事業の対象となるのが、11時間を越える保育で、国の手引きでは高知市より開所時間が早い設定のため、ここでお示した量の見込みは18時以降の保育ニーズを抽出した数値となっています。

しかし、高知市の実情に当てはめると、7時半開所が多く、そこから11時間を越える開所となる18時半を30分以上延長している、つまり19時以降の保育ニーズが対象ということになります。しかし、19時以降のニーズを抽出すると、1ページ右下の表のようになり、実績値を下回る結果となっております。

本事業は、各施設において、保護者ニーズに応じて実施しており、実績値は需要に基づくものと考えられます。このため、2ページで量の見込みとして提案したいのが、過去3年間の実績値のうち、一番多い実績を潜在ニーズも含む数として、平成27年度の量の見込みとし、その後5年間の数値は人口推移から推計してはどうか、ということです。

本事業の案については、妥当とのご意見を資料1-3で紹介させていただいておりますが、ご質問もたくさんいただいております。

1-3で4ページ目になっておりますけれども、ご意見番号10番。全ての保育所で時間外保育事業ができており、親の希望を断らずに受け入れているか。希望はあっても実績値に反映されていない状況はないか、というご質問です。

早出・居残り保育というのが、市内の保育所全園で実施しております。現時点で本事業が対象となる延長保育、時間外保育事業を実施している園は87園中59園ございます。公立の認可保育所の場合、時間外保育事業の要件としまして、保護者の就労形態により必要とされる場合に本事業の対象となると定めています。また、民営の認可保育所の場合も公立保育所に準ずる要件を満たす場合に認めているということで、この要件を満たさない場合にはこの事業の対象とならないということでお断りしているケースがあるかもしれませんが、要件を満たす場合には受け入れを依頼しておりますので、実績値がニーズを反映していると考えております。本市の実情に基づく抽出をした場合には、ニーズ量が実績値を下回る結果になることから、実績値を量の見込みとして採用することが妥当ではないかと考えており、今回提案させていただいております。

また、11番目のご意見です。保育所で7時半を待ちかねている保護者、開所の時間を待ちかねている保護者の話も聞きますが、早朝7時から7時半のニーズはないかということです。

そこに、平成20年度の厚生労働省によるアンケート調査の結果をお示ししております

が、男性の片道通勤時間 30 分未満の割合というのが、関東が 24.5%に対し中四国が 74.5%というふうに最も高くなっておりました。本市においても市街化区域がコンパクトであり、都心部より通勤時間というのはかからない、早朝のニーズが比較的低いものとは考えております。

今回のニーズ調査では、1 時間単位の調査でニーズを調査しておりまして、高知市内でのニーズを確認すると、わかりづらいところがありますけれども、父母共に家を出る時間というのは 7 時台が最も多くて、潜在的ニーズとしてはご指摘の 7 時から 7 時半があるのではないかと推察されます。

時間外保育事業ではニーズに応じて時間の選定が可能ですので、今後、早朝のニーズが高まれば事業の中で対応可能であると考えております。

次に、12 番目のご意見です。ニーズは高いと思われるが、7 時半から 18 時半で通勤時間は考慮しても一般的な勤務先であれば通常ギリギリセーフかと思われます。勤務形態によって求められる時間や曜日は違うので、ある程度基本的な需要は掴めるのではないかとと思う、というご意見です。

本事業の対象となる児童であれば、保護者ニーズに応じて受け入れができることになるため、需要に対しての供給体制が整っていると考えております。

ご意見 13 番目です。今後 5 年間で達成できる数字、現実的な数字にすべきではないかということです。

今回の量の見込みの推計では、潜在的ニーズを考慮することとされていますが、標準的な算定方法では、ニーズ調査の結果から実際のニーズに対し、過大や過少となる可能性があります。

量の見込みの算定方法には、達成に要する経費や時間などの要素はありませんが、算定結果は数値目標ともなるために、公金の過大投資につながる可能性もあり、実際のニーズと乖離しないよう検討する必要があると考えております。

以上で時間外保育事業のご説明を終わらせていただきます。

(有田会長)

ただ今の説明につきましてご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(宮地委員)

この数についてどうこうじゃなくて、11.5 時間という開所になってきた時、本当に子どもの最大の利益につながっていくのかなというようなあたりで、これはここで今、ニーズの分とは外れます。でも、単純に計算したら、8 時間プラス 3.5 時間、5 日で 4 週というかたちでいけば、我々からいえば残業を 70 時間毎月している状況というのは果たしてどうなんだろうと。

こういうニーズがあるからやるということはよくわかるんです。だけど、果たして、こ

の会で考えていかなければいけないのは、そのあたりではないのかなど。だから、これは是非、ここからの発信として、社会が、いわゆる事業所が子育て世代に対してもうちょっと優しくなれるような。

私、70時間絶対嫌。毎月70時間の残業は絶対嫌という思いがするんです。

そこも含めて、今の分から少し外れたことを言ってしまいましたけど、是非ともそういう観点を持ちながらやっていかないと、ニーズへの対応ということは良いけれど、ニーズを変えていくようなことも是非とも発信していただきたいなという思いがいたしております。

(有田会長)

すみません、加えてかまいませんか。

今、お父さんの立場から、大人の立場からことについて言われましたけど、子どもの立場に立った時に、7時から来る子どもと、それから9時頃から来る子ども、その時間帯の生活の仕方が全く違うので、集団経験をしている子ども達にとって、一番良い時間に集団で経験している時に、それだけの時間差があった時に、保育内容を考えるととんでもない保育内容になってきてしまって、同年代の子ども達が集団で身につけられるような発達に必要な経験が、どれだけ保障される保育内容が出来るだろうかということも、とても疑問に思うところですので、お父さんの立場から言われたことをふまえて、子どもの立場に立った時にそこらあたりのことは是非、ワークライフバランスのところあたりから考えていただきたいと思います。

(こども未来部 松村副部長)

ご意見ありがとうございます。

高知市としまして、今現在のニーズ調査による量の過不足も検討しながら、確保方策という形で進んでまいります。ただ、この事業計画につきましては、今年度までやっております、子ども未来プラン2010という、次世代育成支援対策推進法に基づいた計画がございまして、ワークライフバランスであったり、子どもの健やかな成長であったりというところも含めて作った計画でございますので、この新しい子ども・子育て支援事業計画につきましても、それを含めた計画にしていきたいと考えております。

ただ、ニーズがある中で、それは受け入れないよというわけにもいきませんので、そこについては一応確保しながら、宮地委員、有田会長が言われたところもふまえた形では進めてやっていきたいと考えております。

(有田会長)

その他、ありませんでしょうか。

続きまして、一時預かり事業について、事務局からご報告をお願いします。

(保育幼稚園課 赤堀)

7ページの「5-一時預かり事業」について、3つに区分けた量の見込みの推計をご説明させていただきたいと思えます。

一時預かり事業については3つに区分けして量の見込みの推計を検討していただくようになります。

まず、5-1 1号認定による利用を想定した、幼稚園の一時預かり事業について説明させていただきます。

本事業は、国の一時預かり事業におけるリフレッシュ保育サービスに該当すると考えられます。③量の見込みの推計案としては、前回会議でお示したニーズ調査から推計した数値を量の見込みの数値としてご提案したいと考えております。また供給については、幼稚園の一時預かり保育が、事業の範囲内であれば利用要件や日数に制限がなく、希望があれば利用が可能な状態であることから、量の見込みを供給数と同じ値としてはどうかと考えています。

これについては、資料1-3で2つのご意見をいただいております。7ページ目、ご意見の24番で量の見込みと供給が同じであれば、見込みとは言わないと思うが、というご指摘がございました。

先ほども説明させていただきましたが、幼稚園における一時預かりというのは、保育所等での一時預かりとは異なっており、事業の範囲内であれば利用要件や日数等に制限がありません。希望があれば利用できるということで、ニーズ量をまかなう供給量が整っているという考えから、量の見込みはニーズ調査に基づく数値を採用し、供給量は量の見込みの数値と一致させております。また、1号認定プラス預かり保育というのは、利用世帯の状況により、2号認定で供給することも考えております。

また、25番目のご意見です。この事業の利用は増加すると考えられるし、全ての利用に対して2号認定と格差のない運営体制を望みたい、というご意見です。

先ほど、宮地委員からもご質問ございましたけれども、ご指摘のとおりで、1号認定プラス預かり保育を利用する場合と2号認定として利用する場合について、保護者負担や施設への給付や補助金について不公平とならないよう利用料または公定価格等で一定の方向性を示していただくよう国に要望しておるところです。

次に、8ページ目、5-2 2号認定(幼)による利用を想定した、認定こども園もしくは幼稚園における一時預かり事業です。

①として、ニーズ調査から推計した値は、平成24年度実績値を供給とした場合と比較して大きく上回る数値となっており、これから就労したいと考える潜在的ニーズが非常に高いことが推察されました。前回会議でのご指摘もごさいますが、事業の範囲内であれば、利用要件や日数に制限がないため、希望があれば利用が可能であると考えられます。このため、③として、量の見込みは、ニーズ調査結果を採用し、そのニーズを受け入れるだけ

の供給が整っているという考えにより、同じ数を供給量とすることを提案したいと思いません。

またこのニーズ量は、B教育・保育 2号認定（幼）の量の見込みとしたニーズ数に、週に5日就労して1年間ご利用されたとした場合の延べ利用日数として推計するニーズ量とほぼ一致していることから、妥当ではないかと考えご提案させていただいております。

本事業へのご意見としましては、資料1-3、26番目のご意見、先ほどの1号認定と同じご質問をいただいておりますが、ニーズをまかなう供給量が、供給体制が整っているという考え方から、同じく量の見込みはニーズ調査に基づく数値と一致させた供給量を提示させていただきました。

27番目のご意見につきましては、量の見込みにあわせて供給を増やすことができるという考え方が、希望が多くなれば事業予算を増額し、必要なら人の雇用をするのか、というご質問ですが、おっしゃるとおりで、新たな施設整備等を伴わず、現行の施設で対応可能であるという考え方です。実際には、保護者ニーズに応じて事業計画を策定し、予算を確保のうえ事業を実施することになります。ただし、事業実施においては、事業の基準を満たす職員配置が必要となりますので、雇用を伴う場合が考えられます。

28番目の意見としまして、利用希望の全てを受け入れられるので、量の見込みと供給が同じと考えられるのか分からないということです。

新たな施設整備等を伴わず現行の施設で対応可能であるとの考え方によるものです。なお、このニーズには、認定こども園の2号認定でも対応可能でありまして、今後の認定こども園の普及状況により実際のニーズが変動する可能性があると考えております。

最後に、9ページ 5-3 それ以外の認定区分を対象とした預かり保育事業について、説明させていただきます。本事業は、家庭において一時的に保育が困難になった乳幼児について、主として日中保育所その他の場所において、一時的に預かる事業を対象としています。

9ページの①でお示したニーズ量は、近年の実績値を大きく上回る数となりました。②でご指摘いただきましたとおり、実態に即した数であるかを検証すると、このニーズ量は、10ページに手順として記していますように、一時預かり事業の対象とならない、幼稚園、保育所及び認定こども園の在籍児を含んでいること、また原則として、一時預かり事業が1歳児以上を対象としていることから過大に現れたことがわかりました。

しかし、この2つの対象となる数を控除すると、右の表のように実績値を大きく下回る値になりました。

10ページには地図をお示ししており、現在本事業を実施している園の所在地を①～⑧で記しております。そこに記載できておりませんが、一施設、春野地区で弘岡上保育園が平成25年度から本事業を実施しております。

過去4年間に地図の★印でお示しました2施設の事業撤退がある中で、前の9ページの右の表で記載のとおり、1つ目の施設が撤退した21～22年度間では、のべ利用者が45

人増えていますが、2つ目の施設が撤退した22～23年度間ではのべ2,047人も減っていました。このことから、撤退施設利用者が潜在ニーズとして存在することが推察されました。このため、量の見込みとしては、平成24年度実績値に、撤退した2施設の最終実績値を潜在ニーズとして加算した数を平成27年度の量の見込みとし、人口推移から各年度に当てはめたものをご提案させていただいております。

撤退施設の理由についてのご質問もいただいております。資料1-3のほうですけれども、ご意見の29番目、核家族化が進む中、一時預かりを希望する家庭は多いかと思われませんが、撤退した2園の撤退理由は何かということです。

当初お示ししたニーズ調査に基づく数値は、潜在的な地域ニーズを反映しているものの、事業計画としては現実的でない数値と判断し、今回お示ししました推計案をご提示させていただきました。

2園の撤退理由は以下にお示ししております。22年度末で撤退した園の撤退理由は、元々希望が多かった0、1歳児の通常保育の受入数を増員するため、一時預かり事業を撤退しております。もう1園は、利用者が減ることで国の基準であります常勤2名の雇用が財政上困難になったという理由から撤退しております。

また、地域ニーズを分析するために当初お示しましたニーズを大街別に集計すると、撤退した2園が所在する大街でのニーズが高い結果となっており、一方で、そのうち1園は利用者の減少を理由に撤退しております。

ニーズ調査結果の分析から、一時預かりの潜在的ニーズは高いと考えられますが、新たに事業を実施する場合には、実績値だけでなく地域ニーズなどを考慮する必要があると考えております。

次に、ご意見30番ですが、事業の利用者希望があつたが断った件数は、供給実績に反映されていないが大丈夫か、というご質問です。

当初のニーズ調査に基づく数値は、本事業対象外となる児童も含んでおりまして、実績値より過大に表われています。このため、量の見込みとしては、実績数を基に潜在的ニーズとして撤退した園での最終実績数を加えて算出しております。

一時預かり事業の年間利用実績では、定員に余裕があるため、お断りしている件数は少ないと考えておりまして、実績値に加算したものを量の見込みとすることにより、潜在的ニーズに一定対応できると考えております。今後新たに事業を実施する場合は、ニーズ調査を基に地域別ニーズを考慮して供給体制を整えるよう考えております。

次に、最後ですが、31番目のご意見です。ニーズがありながら事業が縮小するのは大きな問題があると思えるので改善の必要があるように思う、ということです。

国の一時預かり事業における利用人数区分の設定が高いため、本市では、実情に合わせて市単独で異なる区分を設け、上乘せ補助を実施しています。

なお、国の一時預かり事業では、今年度の保育緊急確保事業において、従来の保育士2名以上配置の基準を、保育所等の職員の支援を受けられる場合には保育士を1名以上とす

る要件の緩和を予定しております。以上です。

(有田会長)

ありがとうございました。

一時預かり事業につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

無いようでしたら、次に2番目の放課後児童健全育成事業につきまして事務局のほうからご報告をお願いいたします。

(子ども育成課 田中補佐)

私のほうからは、まず、資料1-2、3ページ、放課後児童健全育成事業について説明させていただきます。事業概要としましては、保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などの居場所として、指導員の見守りにより、子どもの生活の場を提供する事業となっております。

前回お示ししました推計では、供給の実態、平成25年度の実績3,412人を上回る推計となっております。それに対して②に出ておりますように、実態に使い様な数値で精査をお願いしたいというご意見をふまえて、③にありますような推計方法案をこの会で提案させていただいたものです。

内容としましては、学年が進むごとに利用率が減少するなどの利用実態を考慮して行っただけというものです。入会率の推移につきましては、右下のほうに参考として入会率の推移の表を添付させていただいておりますが、このように学年を追うごとに利用率は低下してまいります。

この平均率を計画期間内における年齢別人口推計と学校児童推計に、それぞれ乗じ、市全体の量の見込みを算定したうえで校区毎に按分します。さらに、その平均値を量の見込みとして提案させていただいているものです。

なお、校区別の推計としましては、事前に送付させていただいております資料1-2別紙ということでA4一枚もののシートでお送りさせていただいているものですが、そちらのほうをご参照いただきたいというふうに思っております。

続きまして、次の4ページ、2-2放課後児童健全育成事業（高学年）の分について説明を続けさせていただきます。前回の会議でお示したのにつきましては、こちらの①のほうのとおりとなっておりますけれども、これは市全体のニーズ調査によるものでありまして、ご意見をいただいておりますように、高知市が就学児を対象とした独自データがございますので、そちらのデータをもとに推計をしたものを③の推計方法の案として提案させていただきます。

平成25年10月現在の3年生の利用者に対して行いましたニーズ調査からは、右下のほうに提示させていただいておりますとおりの推計利用率が求められております。4年生では21.0%、5年生9.7%、6年生7.9%というふうに推計をされております。

このそれぞれの推計利用率を先ほどと同じように、年齢別人口推計と学校児童推計にそれぞれ乗じ、それを校区毎に按分します。さらに、校區別に按分したもののそれぞれの平均値を量の見込みとしてご提案させていただいたものです。

こちらに書いてありますものは市全体の総量ですけれども、校区ごとの推計は先ほどと同じように別紙のほうをご参照いただきたいと思っております。

この放課後児童健全育成事業に対するご意見としましては、資料1-3の5ページの14番以降に書かれておりますので、ご紹介させていただきます。

まず、14番として、これは低学年のほうですけれども、手順③の平均値とは校區別に按分する前の値でよいかというものですけれども、これは、校区毎に按分した値の平均値とさせていただいているものです。

続きまして15番ですけれども、近所の大人の目が届くという状況でない現在、保護者が帰って来るまで過ごせる場所の確保は大切なこと。夏休み等長期休校中も含めて、安全・安心な居場所は最も必要とされることだと思う、というご意見をいただきました。

これにつきましては、児童が放課後や長期休業中に安全・安心な環境で過ごせる居場所の確保は重要であり、今後は保護者のニーズや児童クラブの実態などをふまえた形での運営を検討していく必要があると考えております。

次に、16番目ですけれども、供給不足を補う必要があるし、ニーズより入会率が低くなる課題の発見究明と解決が肝要と思う、というご意見をいただきました。

これにつきましては、入会を希望する児童が待機することなく入会できるような環境整備に努める必要があると考えております。また、開所日数・時間等につきましても、適切な環境整備に努めてまいりたいと考えておるところです。

さらに、次の6ページをご覧いただきたいと思います。17番目以降に高学年の部分についてのご意見をいただいています。まず、17番目ですが、これは先ほどの低学年と同じご意見ですが、手順③の平均値とは、という問いにつきましては、これは校区毎に按分した値の平均値とさせていただいています。

次に、18番目ですけれども、学校以外の場所で地域の大人に協力してもらうこともいい案だが、実際には確実に責任を持ってやっていただける方を探すのは大変、というご意見をいただきました。

これにつきましては、児童クラブの運営の方法や指導のあり方、また小学校高学年時における児童クラブの利用につきましても検討が必要と考えております。

次に19番でございます。親の立場から児童クラブの時間の間は学校に居るという安心感があるし、児童クラブで高学年という自覚も養え、リーダーシップのとれる子どもに成長するのではないかと期待できると思う。学校の校庭を開放することは児童クラブだけでなく、児童クラブ以外の一般の子どもも放課後遊べることも理想であるというご意見をいただきました。

これにつきましては、小学校高学年時の児童クラブにつきましては、今後、検討が必要

であると考えております。なお学校の校庭開放等につきましては、学校の管理運営上の課題もあり、また児童クラブの活用につきましても学校との連携がより一層必要になると考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

(有田会長)

はい、ありがとうございました。

先ほどのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

ありませんか。

それでは、次の項目についてよろしいでしょうか。3番目の子育て短期支援事業についてご説明をお願いします。

(子ども家庭支援センター 中城副所長)

私のほうから、この3番目の子育て短期支援事業について説明をさせていただきます。一般的には、この事業のほうですが、ショートステイ事業といったほうが通りがいいかと思えます。

前回の4回目の会議の中で量の見込みをお示しさせていただきました。そちらの①のところにありますように、20,829というふうに非常に大きな数値が出ております。

それで、第4回の会議のほうで、全体的に乖離をした数値なので精査をして下さいというふうなご意見をいただきまして、③の量の見込みの推計をさせていただきました。

まず、手順①としましては、国の手引きにおける対象家庭類型のうち、ニーズ調査票の問7の、日ごろ預かってもらえる親族・知人がいずれもないというふうに回答をした方のみについて推計を行っております。ショートステイ事業は結局、誰もみる方がいらっしやらないので、児童養護施設などの施設で子どもさんをお預かりするということですので、こういったかたちの推計を実施させていただくということにしました。

それから、手順①において国の手引きどおりの算出をしましたところ、そちらの手順②のところに出ておりますように、755人日という数が出ております。それで、この755という数ですけれども、0歳から5歳までの子どもさんを対象とした数字になっております。

ただ、この実際のショートステイ事業につきましては、0歳から18歳の方を対象にした事業となっておりますので、この0～5歳の分も0歳から18歳までに置き換えをしております。それが手順③になります。755に、結局1.26を掛けまして951という数が出ます。これが今回お示しをさせていただきます量の見込みということでご提案をさせていただきます。

それから、供給の値につきましては、過去3か年の実績、0歳から18歳を対象としました過去3か年の最高値を潜在ニーズを含む数として採用してはどうかというふうに考えております。

それから、資料1-3のご質問、ご意見のほうに対する回答ですけれども、まず、質問の20番、実績について断った人数が記載されていないが、希望があった場合全て受け入れているのか。断っても何とかできたのか、それでよしと考えるのか、というご質問をいただいております。

ショートステイの受け入れができなかった件数については、正確な数字を掴んでおりませんが、年間数件程度というふうに思われます。それで、保護者の状況等によりましては、児童相談所の一時保護等で対応したケースもございました。

それから、21番、22番のご質問ですが、量の見込みと供給が乖離しているので5年間で供給は実施可能な範囲の数とすべきである。それから、22番が、以前の案より現実的とは思いますが判断しかねる、というふうにご意見いただいております。

実際、今、説明しましたように、かなり現実となかなか大きく数値が離れているというふうに判断をしまして、今回の推計案のとおり推計をして数字を出させていただいております。以上です。

(有田会長)

先ほどのご説明につきまして、ご意見、ご質問ございませんか。

無ければ、次の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みにつきましてご説明をお願いします。

(子ども育成課 田中補佐)

資料1-2の6ページ、地域子育て支援拠点事業について説明をさせていただきます。事業概要としましては、公共施設や保育所等の地域の身近な場所で子育て中の親子の交流・育児相談等の事業を行うものとなっております。

前回、第4回会議でお示ししました見込み量は①にお示ししているとおりでございますけれども、平成27年の実績値38,875に対しまして非常に低い数値となっております。これにつきまして②のほうに記載しておりますようなご意見をいただきまして、今回、精査したうえで推計方法案としてお示しをしているのが③でございます。推計方法の案としましては、事業の利用実態にそったニーズを推計するために、次の下記のような手順で推計してはどうかと考えておるものです。

手順①のほうに、国の手引きにおける対象家庭類型に、地域子育て支援センターなどを利用していない理由で、こちらの1から4に書いてありますような回答したもの及び親子絵本ふれあい事業「よちよちランド」の利用希望を加えて推計を行うというものです。

これは、利用回数、利用希望回数について無回答が非常に多かったため、ニーズ調査では利用の実態を大きく下回る見込みになっている等の利用が考えられるために潜在的と思われるニーズとしてこれを加えて推計を行おうとしております。

手順②としまして、先ほどの数値につきまして国の手引きどおりの算出で27年度の量

の見込みを推計します。

そして、手順③としまして、この国の手引きどおりの算出方法は、0～2歳の推計となっております。実際事業の対象年齢は0～5歳でありますので、0～5歳の推計の手順②による量の見込みに掛け合わせる必要があると考えております。

例えばこちらに書いてあります計算例で27年度をお示ししておりますが、②の手順の求められた4,074人に対しまして、0～5歳を対象とした割合を乗じますと、47,575という数字が導き出されております。こういった数値を推計の数値としてはどうかというふうにご提案をさせていただくものです。

なお、供給の値につきましては、過去3か年の実績、これは0～5歳の実績でございますけれども、そちらの最高値を採用してはどうかと考え、提案をさせていただいているものです。

こちらについてのご意見ですけれども、資料1～3の6ページ、23番のほうにいただいております。子育てに不安を持つ人・家庭が増加する傾向があるので、この事業の量・質ともに更なる充実を期待するというご意見をいただいております。

これにつきましては、子育ての不安解消や地域での子育て家庭の親子同士の交流の場として量・質ともにさらなる拡充を図ってまいりたいと考えておるものです。

以上で説明を終わります。

(有田会長)

ございました4番の地域子ども・子育て支援拠点事業につきまして、ご意見、ご質問ございませんか。ありませんか。

そうしたら、5番は終わりましたので、とびまして、6番、病児・病後児保育事業につきましてお願いいたします。

(子ども育成課 田中補佐)

それでは、資料11ページになります6番、病児・病後児保育事業について説明させていただきます。

事業内容としまして、児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業となっております。

前回お示しましたニーズ量は①のほうに示しているとおりでございますけれども、平成25年度見込み数値であります供給量を大きく上回る量の見込みが推計されたところでございます。

こちらにつきましては②に書いてありますようなご意見をいただいたところでございますけれども、乖離した数値であるので精査するよというご意見に基づきまして、精査した推計方法案としまして③にお示しをさせていただいております。

量の見込みについては、事業の利用実態に沿ったニーズを推計するため、下記のとおり

の手順で推計してはどうかというものです。手順①としましては、手引きにおける対象家庭類型のうち、日頃預かってもらえる親族・知人で、「いずれもない」に回答した者等こちらのほうに列記させていただいているもののみについて推計を行ってはどうかというものでございます。

これは、サービスを利用したいという意向に基づいているのではなく、サービスを利用する可能性のある全ての人を計上するように国の手引きではなっているため、推計をしぼって行ってはどうかとご提案させていただいているものです。

手順②としましては、先ほど言いました家庭類型につきまして、しぼった家庭につきまして国の手引きどおりの算出方法によって一旦、量の見込みの推計をします。その推計値が表に書いてある数値となっております。

さらに、この数値に対しましてキャンセル率に基づきまして、キャンセル率を除いた数値を掛け合わせたものを量のニーズ量として推計してはどうかと提案させていただいているものです。キャンセル率は平成25年度実績では44%という数値になっておりますので、逆の56%がニーズ量であるという考え方のもとで、その率を掛け合わせているものです。

なお、供給の値につきましては、平成25年度開設の施設の利用人数が他の同規模施設と同じ利用人数となることを想定した数を採用してはどうか考えております。これは平成25年度年度途中で開設した施設がございまして、そちらのほうにフルに稼動した場合という意味でこちらの供給量にしてはどうかと提案させていただいているものです。

この病児・病後児保育事業につきましてのご意見につきましては、資料1-3の9ページの32番のほうにいただいております。

まず、32番ですけれども、全体的に全く足りていない中で、そもそも予約やキャンセル自体理解できない。切羽詰まった保護者の助けになる方策を立ててほしいというご意見をいただいております。

これにつきましては、利用予約が既に定員に達した後の利用希望については、キャンセル待ちをしていただくことがあります。また、諦めて利用につながっていない事例も一定推測されるところです。これらのことから、施設の設置箇所数や設置場所について勘案したうえで、当会にお諮りしていきたいと考えております。

次に33番ですが、ニーズは潜在的なものを含めるとかなりあると思う。キャンセルの理由は何か、ということをお3名の方からご意見をいただきました。

これにつきましては、病状の回復の見極めが難しい場合や保育者の確保が困難な場合に予約を行うものと考えられますが、例えば予約後に保育者が確保できた場合や、予約当日に病状が回復したこと等により必要が無くなった場合等が主なキャンセルの理由となっていると思われまます。

次に34番ですが、施設側でキャンセルした数に実際の利用人数を加えた数が現在の実績ではないかというご意見をいただいております。

これにつきましては、今回のニーズ調査による集計・分析を基に推計しており、利用実

態及び潜在的なニーズを汲み取った適切な数字であると考えております。

次のページ 35 番ですが、キャンセル率の多さについては、仕事が休めない状況の中、限られた施設に預かってもらおうと予約を入れる方が多いと思える。一方で、時期的にはキャンセル待ちの方も多いと思われるので、1年を通じて同じニーズではないと思えるがどうか、というご意見をいただきました。

これにつきましては、感染症の流行期には利用希望者が多く、キャンセル待ちや、やむなくお断りをする事例もあり、年間ではニーズの偏りがあります。しかしながら、最大ニーズを想定した施設運営は、現実的に困難と考えております。

次に 36 番ですが、この事業がなくても子育てが可能となる社会であって欲しいし、保護者が対応できるワークライフバランスを強く望みたいというご意見をいただいております。

これにつきましては、就労をしている保護者のために、子どもが病気の時に安心して預けることができる事業としてこれまで拡充をしてきました。しかしながら、将来的には子どもが病気の時には保護者が対応できる環境を実現していくことが望ましいと考えております。今後、市としてワークライフバランスの推進に努めるとともに、当会議にお諮りをしていきたいと考えております。

次に 37 番ですけれども、施設としては少ないと思うので多いほうがいいが、子どもが病気の時は親が看病できるような待遇を勤務先等でしてもらえるほうが良い、というご意見です。

施設の設置箇所数や設置場所について、引き続き検討してまいりたいと考えております。また、子どもが病気の時には保護者自身が対応できる環境を実現していくことが望ましいことと考えております。今後、市としてワークライフバランスの推進に連携して努めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

(有田会長)

では、6番の病児・病後児童保育事業につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

この会に諮りたいということが、いくつか出ていましたけれども、ご意見ございませんでしょうか。

病気の時くらいは保護者がそばにいて、子どもが安心できる環境が一番必要ではないかと、私は子どもと関わってきて思っているところです。ですから、せめて子どもが病気の時は、保護者がそばにいる、あるいは何かのかたちで子どもが本当に安心していただけるような状況をつくっていただくことが、子どもにとっても、子育て家庭にとっても優しい社会ではないかと思われまますので、是非このあたりは事業所のほうでご協力いただけるような働きかけを是非お願いしたいと思います。

ございませんか。

そうしたら、次、7番目、子育て援助活動支援事業について（ファミリー・サポート・センター）をお願いします。

（子ども育成課 田中補佐）

それでは、続きまして資料12ページになりますが、7番の子育て援助活動支援事業について（ファミリー・サポート・センター）の事業となっておりますが、これについて説明をさせていただきます。

事業概要としましては、仕事や家庭の都合などで子育ての手助けをしてほしい「依頼会員」と、お手伝いができる「援助会員」が登録し、会員間で助け合いをする有償ボランティア組織となっております。

これにつきまして、前回の会議で提示させていただきました内容は、供給量が実績値の3,172に對しまして人数が37人と、非常に乖離した数値となっております。

これに對して2番にありますように、精査をするようにというご意見をいただきまして精査したものを③の推計方法案としてお示しをさせていただいているものです。

これにつきましては、国の手引きのやり方では、実際の利用者延べ数よりニーズ量が過少に算出される結果となっております。そのため、過去3年間の実績の最高値を潜在ニーズを含む数として平成27年度の量の見込みとしまして、さらにそれ以降につきましては、人口推移から推計した値を当てはめたものを採用してはどうかというご提案をさせていただくものです。

その方法で行いますと、下に書いてありますように、平成24年度の実績値3,172人、この数字を平成27年度の量の見込みとさせていただきまして、28年度以降につきましては、人口推移による値を導き出しているものです。この数値をご提案させていただきました。

これにつきまして、いただいているご意見としましては、資料1-3の10ページにございますが、まず38番ですが、実績値が毎年増加していて、量の見込みは幼児数の推移で減少しているがこれでよいか。平成27年度の数値と同じ数値を記載する方法もあるのではないかと。お二人の方から同じ意見をいただいております。

これにつきましては、利用実績は増加していますが、伸び率は緩やかになっており、また、児童数の減少が見込まれていることなどから、人口推移を基に推計したものであるところがございます。

次に、39番でございますが、この事業の周知徹底と経済的負担の軽減を望むというご意見をいただきました。

これにつきましては、ファミリー・サポート・センター事業につきましては、冊子であります「こうちし子育てガイドーばむー」等を通じて広報している他、事業の委託者である財団法人高知勤労者福祉サービスセンターにおいても、各関係団体を通じて広報しており、今後も継続して周知を図っていきたいと考えております。また利用料金については、依頼会員、利用者ですけれども、依頼会員が援助会員に直接支払う仕組みであることから、

減免等の負担軽減を実施することは困難と考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

(有田会長)

ただ今のご説明につきまして、ご意見、ご質問ございませんか。

続きまして、8番の妊婦健康診査、よろしく申し上げます。

(母子保健課 福田係長)

お手元に資料1-3別紙というかたちでA4サイズ用の紙が1枚ついているかと思われる。今回、事前に送付させていただきました資料を見ていただいた結果、ご意見をいただきまして、量の見込みの推計を再精査させていただきました。そのことをご報告させていただきますと思います。

資料1-3の11ページの40番をご覧ください。妊婦健康診査は1人につき妊娠期間中14回の妊婦健康診査を公費助成させていただいております。実績につきましては年間約33,000件ぐらいの健診回数を実績としてあげておりますが、40番でいただいたご意見では、健診を受けないためにハイリスク出産の現状があるのではないかとと思われる。乳児の全戸訪問数から見込みの量を考えると、適切な指導、処置が行われない妊婦を救うことが難しいのではないかと、というご意見をいただきました。

ご指摘いただきましたとおり、再精査させていただきました。乳児全戸訪問の対象者数を量の見込みとして捉えるのは適切でないと考えました。平成24年度の母子健康手帳交付の数を量の見込みとして採用させていただいてはどうかと改めて案を出させていただきます。母子健康手帳は、高知市に住民票のある妊婦の方が、妊娠届出書を提出することにより交付を受けられるものです。また、分娩後の届出分も含まれることから、母子健康手帳の交付数が健診を受けない妊婦の方の数も踏まえた量の見込みになるのではないかと考えております。

41番のご意見では、1回の訪問ではすまない問題を持った妊婦が増加しています。ハイリスク妊婦の早期発見システムとその支援のための人員確保等、体制の構築が必要ではないかと、というご意見をいただきました。

妊娠期間中から継続支援の必要な妊婦の方の数は年々増えてきております。医療機関から連絡を頂く「継続看護連絡表」では、妊婦の方に関する情報提供は年々増加しております。平成22年度が15件、23年度が13件、24年度は25件、25年度は40件と25年度におきましては、平成22年度からみますと2.7倍の増加となっております。背景には、若年・シングル・DV・家庭環境の不安定さ・精神的な不調・経済的な問題など、色々な要因が複雑に絡み合っている状況がみられます。

このようなことから、ご意見にもありました、ハイリスク妊婦の早期発見のためのシステム構築が必要と考えております。産婦人科医会や小児科医会と連携して早期にハイリス

ク妊婦を把握し、対応できるシステム構築を目指してまいります。

あと最後、42番です。対象者の全回数が保障される制度となってほしい。

これにつきましては、母子健康手帳交付時に、14回分の受診票全てお渡ししております。受診票は個人の管理となりますが、全回数受けられるようになっております。

以上です。

(有田会長)

ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

続きまして、9番目の乳児家庭全戸訪問事業、お願いいたします。

(母子保健課 福田係長)

資料14ページ、こちらにもニーズ調査によらずに推計させていただいております。

乳児家庭全戸訪問事業というのは、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問させていただいて、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行っております。

基本的に、量の見込み、1番のほうは大体2,900、現在の状況は2,671、訪問率95%の状況になりました。

③の量の見込みの推計では、平成24年度の乳児家庭全戸訪問事業の対象者数を量の見込みとして採用してはどうかと出させていただきました。資料1-3の12ページをご覧ください。

皆さん方からご意見いただきました43番ですが、複数回の訪問が必要な乳児を量の見込みとして計上すべきではないかというご意見をいただきました。

乳児家庭全戸訪問は、訪問率100%を目指して日々取り組んでおります。この事業は、子育て支援訪問員が中心となって訪問活動を展開しております。事業に取り組んでいただく適切な訪問員数を確保するためにも、訪問対象者の実数が必要となります。そのため、量の見込み数は、平成24年度の事業対象者数、いわゆる訪問対象者実数を採用してはどうかと考えております。

ご指摘いただきました複数回の訪問が必要な世帯への対応は、正規職員の保健師が引き継ぎ、継続支援を実施しております。平成25年度のフォロー者数は287人、約10.5%となっております。今後も、訪問員と保健師が連携し、必要な家庭に必要な回数、支援に入れるように取り組んでまいります。

44番のご意見です。量の見込みはこれでよいが、未訪問5%への対応が必要と思う。

この事業につきましては、訪問100%を目指しておりますが、平成25年度の家門訪問率は95.6%でした。残りの4.4%の状況は、保護者からの連絡や保健師による電話訪問にて状況把握をしております。状況未把握の対象児はありませんでした。

家門訪問不成立の内訳は、里帰り中に他の市町村で受けた。2人目以上のため困ってい

ない。来なくていい。入院中・入所中である。転出した。死亡等となっております。今後も、未把握児童がないように取り組んでまいります。

以上です。

(有田会長)

ありがとうございました。このことにつきまして、ご質問、ご意見ございませんか。なければ、続きまして、10番、養育支援訪問事業、お願いします。

(子ども家庭支援センター 中城副所長)

10番の養育支援訪問事業について説明をさせていただきます。

事業につきましては、養育支援が特に必要な家庭を訪問しまして、保護者の育児、それから家事等の養育能力を向上させるための支援を行うものです。こちらもニーズ調査によらず推計をするということになっておりまして、③に書いてありますが、過去3か年の実績の最小値を平成27年の量の見込みとし、それから人口推移から推計した値を各年度に当てはめた値を採用してはどうかというかたちで提案をいただいております。

ご質問、ご意見をいただいておりますので、お答えをさせていただきたいと思います。13ページのほうですが、資料1-3の、まず質問の46番です。訪問件数の減少の理由は何かということですが、実際には訪問件数が減っておりますのは、養育支援訪問事業を実施したご家庭の数が少なくなっておりまして、訪問延べ件数の減少につながっています。特に平成25年度につきましては、年度をまたいで事業を継続導入したケースが少のうございましたので、全体としての家庭数が少なくなっており、全体の訪問件数が落ちておるといった状況になっております。

それから、45番のほうに、実態が反映されてないと思う。特に必要な家庭等への掘り起こしや利用へ向けての手立て、対応等が今後の課題と思う、というご意見をいただいております。

確かにこの事業が虐待の予防において非常に有効な事業となっております。過去の虐待死亡事例の検証等によりまして、虐待に至り兼ねない要素のひとつとしての「養育力」、ご家庭の養育力の不足というのも指摘されているところです。

先ほどご説明させていただきました乳幼児の全戸訪問事業、それから、要保護児童対策地域協議会の関係機関からの情報提供等もいただきまして、支援が必要と思われるご家庭、それから妊婦等の早期把握に今後も取り組んでまいりたいと考えております。

また、把握しました支援対象家庭に対しましては、適切なアセスメントをふまえた効果的な支援を行いますとともに、本事業による支援を終了する場合におきましても他の必要な支援につなげる等の対応を行ってまいりたいと考えております。以上です。

(有田会長)

ありがとうございました。

先ほどのご説明につきまして、ご質問、ご意見ございませんか。

(吉川委員)

実際に導入した家庭は減少しているんですかね。実際、減少しているけど、実態に色々な問題が起こっているのは、その45とも関係するんですけど、本当に必要な家庭が減少しているんでしょうかね。それをちょっと教えてほしいんです。

(子ども家庭支援センター 中城副所長)

その支援に必要な家庭がどれくらいあるのかということについては、1つは参考としては、例えば要保護児童対策地域協議会の中で、要保護児童、要支援児童として登録している子どもさんの数というのは増えていますので、実際にはなかなか支援の必要なご家庭というのは少なくなってきてはないと思います。

ですので、ここで実際に実態が反映されていないと思うというふうにご意見いただいていますけれども、やはり、支援の手が十分に届いていないご家庭というのはあろうかと思えますので、そこのキャッチアップですね、その部分は工夫をしながらそこに力を入れていきたいというふうにも考えております。

(吉川委員)

この実数というのが、今の実数だけでは全然だめなんだろうと思うんですね。やはり、そこらへんの目標値を入れてやらないと、これで把握したものということになってはいけないんじゃないかと思えますけどね。そういうふうな捉え方をしているなら、これにそういうことも、数としては出すんだけど、問題があるんじゃないかということも、やっぱり入れておいてほしいような気がしますね。

(子ども家庭支援センター 中城副所長)

そうですね。数的なもの云々ということだけじゃなくて、そこは必要に応じて適切に事業の導入は図ってまいりたいというふうにご考えております。

現在、委託先の受託事業者の体制等から考えましたら、一定ニーズに応じた対応のほうも今のところ可能かなというふうには思っていますので、適切に必要な家庭をキャッチアップをして、適切に事業の導入を図っていくというふうな方向で考えております。

(有田会長)

言われたように、色々な要素が絡まり合っていると思いますので、この事業だけじゃなくて、他のものと連携をしていきながら、実際の中身が届いていくような、そのような取組みを、是非、お願いしたいと思えます。

他にございませんでしょうか。

では、11番の利用者支援事業のほうをお願いします。

(子育て給付課 三吉係長)

11番目の利用者支援事業について説明させていただきます。

事業概要については、資料1-2の16ページに記載していますとおり、必要な情報提供を助言するような、そういう支援が必要というふうなかたちで、今回、新規事業で導入が予定をされているものです。

前回お示しさせていただいた内容と、今回は同じということで、ご提示をさせていただいています。

ご意見をいただいておりますが、1-3の13ページ、47番の2番目のご意見いただいておりますが、量の見込みは潜在的に多いと思われましてということで、今後重要で必要性の高い事業と考えられるので重視してほしい、というご意見をいただいております。

新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）の創設など、従来の制度からの変更点が大変多くなっておりますので、利用者側も必要な情報を得られるようにしていく必要があると考えております。

以上になります。

(有田会長)

ありがとうございました。

駆け足でいってしまいましたけども、本当に複雑な、この新しい制度の中で、我々自身もわかっていないところ、随分あると思いますので、きつとこのところなんか、市民の方にわからないところが随分あると思いますので、是非、きめの細かい、支援が届きますような取り組みをお考えいただきたいと思います。

では、議事(1)につきましては報告終わりました。本日、委員のほうから色々な意見、提案をいただきましたし、事前の資料につきましても、書かせていただきましたので、こういうものをふまえて、次回、どのように提供体制を整えていくのかということをご検討いただきまして、計画の全体像についてもご提示いただけますように、計画のほうでは、高知市における量の見込みの数値が実のあるものが出てくることを期待しておりますので、どうかよろしくをお願いします。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の基準について
児童福祉施設最低基準の改正について

(有田会長)

続きまして、議事2の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の基準、児童福祉施設最低基準の改正について、事務局のほう、ご説明をお願いいたします。

(保育幼稚園課 宮地係長)

それでは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の基準について、それから、児童福祉施設最低基準の改正について説明をさせていただきます。

前回の会議で、幼保連携型の認定こども園、それから、家庭的保育事業等と放課後児童健全育成事業の基準についてご説明させていただきましたけれども、その後国から案として示されたのが、これからご説明します特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準と児童福祉施設の運営に関する基準の改正についてです。

それでは、まずはじめに、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について、資料2-1、事前送付分のパブリック・コメント公表資料案に基づいてご説明をさせていただきます。

まず、1ページのほうをご覧ください。このパブリック・コメント公表資料は、基準に関する条例の制定にあたって高知市民意見制度に基づきまして、市民の皆様からの意見を募集するためのものでして、公表資料は高知市の保育幼稚園課、情報公開センター、市内の各幼稚園、保育園に設置しまして、またホームページにも公開しました。平成26年の4月14日から4月28日までの間、意見のほうを募集しました。この意見募集に関しましては、2つの意見をいただいております。現在、意見の内容を確認して今後回答する予定であります。

それでは、条例案の概要について説明します。3ページ以降に条例案の内容等が掲載されておりますので、3ページのほうをお開けください。

まず、条例制定の必要性についてですけれども、新制度では、児童福祉法に基づく認可等を前提としまして、施設・事業者が運営基準等を満たしていることを確認して、給付の対象とすることとなっております。

先ほどから私何回か、特定という言葉を使っておりますけれども、この特定というのは何かと言いますと、確認を受けて、給付の支給対象となる教育・保育施設のことを特定教育・保育施設と呼びます。また、確認を受けて給付の支給対象となる地域型保育事業者のことを特定地域型保育事業者というふうにいいます。

なお、認可された施設や事業者が運営基準等を満たしていることを確認するのが、この子ども・子育て支援会議でありまして、10月以降に確認を行っていただくこととなりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

新制度に向けて、施設等の認可や運営の基準を市が条例で定めることとされたことに伴いまして、当該基準等を定める条例を制定するものであります。6月議会の条例議案の提出を予定をしております。

この条例の概要についてですけれども、子ども・子育て支援法の第34条第2項と第46条第2項の規定によりまして、高知市の確認を受けた特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものであります。

内閣府令のほうでは、国の基準を「従うべき基準」それから、「参酌すべき基準」に区別をしております。条例のほうではそれぞれの基準に基づき定める必要があります。

「従うべき基準」は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業。いずれについても、まず1つ目として、利用定員。それから、2つ目として、運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持ならびに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するものが従う基準。それ以外のものが「参酌すべき基準」、つまり、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるものとなっております。

それから、5ページから6ページにかけて、条例案の構成と内容を示しております。時間の関係で詳細な説明は省略させていただきますけれども、網掛けをかけている部分が「従うべき基準」となっております。

内閣府令の条ごとに、それに対応する高知市の条例の内容を説明しております。

条例の制定にあたりましては、国と異なる基準を定めることの特段の事情もございませんので、「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」いずれも国の基準をもって高知市の基準としております。

もうひとつの条例の改正部分について説明させていただきます。高知市児童福祉施設最低基準条例の一部を改正する条例案の概要についてご説明します。

資料2-2のパブリック・コメント公表資料をご覧ください。このパブリック・コメント公表資料も条例の制定にあたりまして、1ページにあるとおり高知市市民意見提出制度に基づきまして市民の皆様から意見を募集するためのものでありまして、4月25日から5月9日までの間で現在意見を募集しているところであります。

なお、前回の会議の説明の中で、児童福祉施設最低基準条例のほうは、平成24年の制定時にパブリック・コメントを実施しておりまして、今回はパブリック・コメントは実施しない予定というお話をさせていただきましたけれども、今回、国の基準において規定の追加がなされましたので、他の基準と同様にパブリック・コメントを実施することとなりました。

それでは、資料3ページを開けてください。条例改正の趣旨についてですけれども、子ども・子育て支援新制度では、保育所や幼保連携型認定こども園につきましては、特定教育・保育施設として、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を満たすことに加えまして、特定教育・保育施設として、運営に関する基準を満たすことが必要となっております。これらの認可基準と運営の基準は内容的にも相互に密接しておりまして、また、幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例を別途定めることになりましたので、高知市児童福祉施設最低基準条例についても、所用の改正を行おうとするものであります。

次に、児童福祉施設最低基準条例の改正の概要についてですけれども、国におきまして

は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の発出が、昨日、4月30日付けで行われました。

その概要は、保育所における施設運営に関する重要事項に関する規程の追加及び保育室等を4階以上に設置する場合の避難用階段等の設置要件の見直しのほか、所用の改正を行うものでありまして、高知市の児童福祉施設最低基準条例につきましても、国の省令の一部改正に準じて一部改正を行おうとするものであります。

それから、別の改正点としましては、高知県の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例におきましても、暴力団の排除、それから高知県内産の農林水産物の使用の努力義務を定めておりまして、高知市におきましても、今回の条例案のほうでこれらの条項を追加しまして、高知県の条例との整合を図ることとしております。

この条例の改正案につきましても、他の基準に関する条例と同様に6月議会への上程を予定しております。

基準に関する説明は以上です。

(有田会長)

ありがとうございました。

ここで質疑になっておりますけども、複雑で難しいところがありましたけども、何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(宮地委員)

質問かまいませんか。

(有田会長)

はい、宮地委員。

(宮地委員)

国のほうでまだまだ策定中の事案等があるかと思うんですが、この6月にのせてくることで、国との乖離が出て来た場合、差異が出て来た時には、どのような対応をされるような予定でしょうか、お教えてください。

(有田会長)

事務局、お願いします。

(保育幼稚園課 山崎課長)

国の政省令のほうですね。昨日のだいぶ遅い時間に送られてきまして4月30日付けということで出てきております。その内容との照合は行います。趣旨についてはパブリッ

ク・コメントのほうでご意見をいただいたり、募集しておりますので、多分、内容的に今からチェックをするようになりますが、案の段階とそれほど変わっていないように思いますので、趣旨としては変わっていないということになるかと思います。

(有田会長)

よろしいですか。

(宮地委員)

具体的に施行したりするようなもので、出て来た時も当然、国の分に沿ったかたちでやっていくというような受け止めをしてよろしいのでしょうか。

(保育幼稚園課 山崎課長)

先ほどの分でございますと、ひとつが確認の基準ですね。もうひとつが児童福祉施設の最低基準ですので、認可の基準になります。両方とも、例えば確認のほうについては、この支援会議の場をお諮りして行うようになりますし、それから、認可については児童福祉審議会のほうでお諮りして行う予定です。

そのお諮りする前の満たしておくべきところというのは、ここで、この条例で審査をしておいて、この会でお諮りするとかたちになっておると思います。

以上です。

(有田会長)

具体的なものが出て来た時に、もう1回またこちらのほうで。

(保育幼稚園課 山崎課長)

この基準自体、かなり具体的な内容になっていますので、ただ、すごく小さい数字的なところとか、そういったことは、またあるのかもしれませんが、基準自体は非常に具体的な内容になるかと思います。

(有田会長)

はい、どうぞ。

(宮地委員)

今後、策定基準とかまだ国から出されてないように思うんですけども、そのへんが出て来た時に、やはり、対応していただきたいというような思いをもっていますので、よろしくお願いします。条例だけで動き出すわけでないし、現実が。そのほか付随して決めていかなければならないことがあるけれども、正直、国の今のペースをみていたら、とても

遅いような。それを高知市さんは早くから取り組んでくださっているから非常にありがたいですし、是非そのへんで、国との乖離がないようなかたちをお願いしたいという希望、思いで、おうかがいしましたので、以上で結構でございます。

(有田会長)

はい。その他、ございませんか。

条例案は、我々十分に理解がしがたいところがありますけども、どうかわかりやすいようなご説明のほうをお願いいたします。

報告事項

「高知市幼保連携型認定こども園最低基準条例（仮称）」案及び「高知市家庭的保育事業等最低基準条例（仮称）」案のパブリック・コメント結果について

「高知市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準条例（仮称）」案のパブリック・コメント結果について

(有田会長)

それでは、最後になりました。報告事項、「高知市幼保連携型認定こども園最低基準条例（仮称）」の案と、「高知市家庭的保育事業等最低基準条例（仮称）」案のパブリック・コメントの結果と、それから、「高知市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準条例（仮称）」案のパブリック・コメントの結果の報告のほうをお願いします。

(保育幼稚園課 山崎課長)

資料3と右肩にあるA3の広い紙になります。をお願いいたします。パブリック・コメントの実施が3月28日から4月18日までの期間で行っておりまして、いただいたご意見が、幼保連携型に関連しまして3件、家庭的保育事業等に関しまして1件、合計4件となっております。いただいたご意見とそれに対する回答を兼ねます市の考え方につきまして、ご報告させていただきます。

まず、左のほうの意見書 No. 1 というところからいきたいと思います。いただいたご意見、意見の内容は左で、右が市の考え方になります。

いただいたご意見は、私立幼稚園について、趣旨としましては、保育所と同等の補助金や支援をお願いしたいという趣旨かと思われまます。その右側の市の考え方としましては、保育所と幼稚園での財政支援の違いについて、法体系、それから歴史的背景、こういったことが異なることをあげまして、現行の保育制度が社会情勢の変化に対応して制度改正が行われてきたことを説明しています。

さらに、新制度では、保育所、幼稚園、認定こども園等への給付がこれまでの教育・保育給付として一元化されること、それから、私立幼稚園に関しましては、新制度の給付を受けず従来どおり私学助成を受けて運営する方法が選択可能である旨の回答としています。

次に、意見書 No. 2 になります。いただいたご意見については、職員配置基準のことになりまして、幼児 35 人に対して職員 2 人、園外活動の時は 35 人に対して 3 人を要望しまして、その配置についての補助金等の検討を求めるというものになります。

市の考え方としましては、職員配置基準自体が、施設型給付の単価設定とセットで、公定価格に組み込まれる予定ですので、国の基準のとおりという回答としております。この表現は他の質問に対しての回答にも使っておりますが、趣旨としましては、公定価格に関する国の資料からは、主に 3 歳児と思われまはすけど、職員配置改善加算というものが設定される見込みでありまして、この場合、職員配置改善にかかる人件費は、国制度で一部が対応できることとなる、そういう場合があるということから回答しています。

次に意見 No. 3 になります。これ、大分長く詳しくいただいておる意見となります。①と②というところがわかりにくいかと思いますが、「まず」というところ、「①として」という二段落目になります。そこが①の質問になりまして、その次の段落に②とありまして、そこから②が 5 つに分かれています。この①と②の 5 つについて順に回答をしていますので、それについて説明させていただきます。

意見書 No. 3 の①については、いただいたご意見の主な趣旨としましては、幼保連携型認定こども園が保育の実施義務、児童福祉法にあります。それが適用されずに保護者と事業者の契約となることなど、制度が異なることを条例に記載すべきということかと思われまはす。

市の考え方としましては、児童福祉法の保育の実施義務というものが新制度においても維持されておりまして、また認定こども園が制度創設時から直接契約ということが法で決められておりまして、新制度による改正認定こども園法においても、そのことについては変わりがないということについて説明したうえで、児童福祉法と認定こども園法の制度の違いについては、法の規定があることから条例で規定することはできませんが、利用の方法や制度の詳細については周知に努めていくという旨を回答としております。

次に、意見書 No. 3 の②のほうに移りまして、②の数字で 1 からです。

1 のところでは、いただいたご意見は、教育と保育時間を区別しないこと。1 つとしてとらえること。これに対しましては、教育標準時間、保育標準時間、それから保育短時間の区分については、子ども・子育て支援法による給付や保育料の根拠となる予定ですので、区分は法的に区分することとなっているという旨の回答としています。

次に、②-2 というところです。こども配置基準になりますので、配置基準については、配置改善加算というものがあはりますので、意見書 No. 2 と同様の回答としております。

それから、民営保育所に対する高知市単独の補助制度については、それ自体が現在の保育所運営費の基礎としておはりますので、新制度では施設型給付となることから見直しがあは

要になってくるということは説明をしております。

次に②-3です。いただいたご意見は、学級編成基準。安定的な教育条件を確保すること、ということで、ここも職員配置基準になっております。市の考え方としましては、職員配置基準でありますので、意見書No. 2と同様の回答としております。

次に、4番です。満3歳未満時の保育室は2階以下とすること。災害時の避難を容易にするため必ず条例化すること。規制緩和にしないこと、というふうになっています。これに対する市の考え方としましては、施設に関する基準は国基準のとおりであって特に規制緩和はしていないことを説明をしています。

なお、2階以下ということがありますが、例えば津波浸水予測地域の施設では、場合によって3階に検討するという可能性も考慮する必要があるとも考えております。

次に、②-5です。いただいたご意見は、給食はこれまで守ってきたように自園方式とすること。調理場の設置を義務化し調理員の配置を行うこと。などとなっております。市の考え方としては、幼保連携型認定こども園については、幼稚園から移行するケースというものが想定されますので、食事の提供に関する基準は国基準のとおりとするという旨の回答としています。

次のページをお願いします。これは家庭的保育事業等の最低基準に関する意見です。意見書No. 4でこの意見につきましても、非常にご丁寧に詳しく書いていただいております。これについても、前半の二段落目のあたりに数字の1, 2, 3, 4, 5と意見を述べられておりますけど、これがご意見であって、その下の段落のところ、ご要望として受け止めさせていただきました。

これについての市の考え方の回答になりますが、1番については、いただいたご意見は、家庭的保育事業の導入にあたっては、配置基準の緩和などが問題。配置基準は認可保育所の基準とすることということですが、市の回答としましては、家庭的保育事業等は、例をあげますと、小規模保育A型からC型、家庭的保育（居宅型）、訪問型保育、そして事業所内保育を指します。

このうち家庭的保育というものは、平成12年に国の事業として創設をされまして、平成21年にはガイドラインが定められ、平成22年には児童福祉法により法定化されています。それから、小規模保育のA型については保育所と同様の基準による保育所運営型、C型は家庭的保育の集合体であるグループ型、B型はその中間ということで、既に創設はされていますので、それが新制度に引き継がれる。このために一律に認可保育所の基準とすることは制度上なじまないという回答を出させていただいております。

次に、2についてですが、保育所は有資格者とすること。これに対する市の考え方としましては、家庭的保育事業等の職員資格についてと思われませんが、家庭的保育事業等のうち、例えば小規模保育事業B型では、保育士資格を持つ有資格者の比率の上昇にあわせて、公定価格を段階的に上げていく仕組みを採用される予定でして、職員資格については国基準のとおりとしています。

次に3番になります。いただいたご意見は職員配置のことになりまして、先ほどの意見書 No. 2と同じ回答になります。

次に4番です。これも先ほどありましたが、満3歳未満時の保育室の2階以下とすることということで、これに関しては、家庭的保育事業等は、多様な場所、規模、提供形態を前提にしまして地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応する。それを目的としておりまして国基準のとおりとするという回答とさせていただいております。

次に5番についてですが、これも食事、給食のことのご意見をいただいております、それに対する考え方としましては、家庭的保育事業等の食事の提供については、多様な形態というのが前提となる施設ですので、事業所内で調理する方法を原則としながら、国基準と同様に食事の提供の特例を認める基準というふうにしています。

以上で、幼保連携型と家庭的保育事業の基準のパブリック・コメントに対する意見に対する考え方を終わります。

(子ども育成課 田中補佐)

続きまして、「高知市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準条例」(仮称)案のパブリック・コメント結果についてご報告をさせていただきます。と言いましても、この案のパブリック・コメントにつきましては、ご意見が無かったという結果をご報告させていただくものです。

以上でございます。

(有田会長)

ありがとうございました。

これで全ての報告が終わりました。予定時間を随分超過してしまいました。委員の皆様からたくさん意見をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、事務局のほうにお返しいたします。

(子育て給付課 森課長)

お疲れ様でした。長時間にわたりまして熱心なご議論、ありがとうございました。以上をもちまして平成26年度第1回高知市子ども・子育て支援会議を終わります。

なお、次回の会議の開催予定につきましては、6月末頃を予定しております。詳細につきましては、後日改めてご案内させていただきます。委員の皆様方におかれまして、ご多忙のところ、まことに恐縮ではございますが、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、有田会長はじめ委員の皆様、本日はありがとうございました。お気をつけてお帰り下さい。